納税通知書の見方

青色文字の様式の他に、茶色文字の様式もございます。
各項目のアルファベット記号は共通であり、税額決定通知書の該当欄を指しています。

お問い合わせの際は、
ここに記載の「整理番号」をお知らせください。

今回の通知書の、課税対象年度です。
（この案内は令和7年度相当分について記載しています。過年度分については内容が異なることがあります。）

整理番号

令和 7 年度 特別区民税・都民税・森林環境税 税額決定 納税(変更)通知書

年度相分（この税額は、年中の所得により計算されます。）

Ⓒ 課税される所得金額 Ⓒ＝Ⓐ－Ⓑ (円)

算出所得割額 Ⓓ＝Ⓒ×税率
① 特別区民税 (円) ① 都民税 (円)

賦課決定しましたので、規定により通知します。

配当割額・株式等譲渡所得割額控除額で、すでに還付または充当もしくは委託納付した額(円) Ⓔ

調整控除額 Ⓔ
税額控除額(※) 及び調整額 Ⓕ
配当割額・株式等譲渡所得割額 Ⓖ

Ⓔ調整控除額 Ⓕ税額控除額及び調整額 Ⓖ配当割額・株式等譲渡所得割額

特別税額控除額 Ⓗ

Ⓗ特別税額控除

均等割額 ①

合計額 ①＋①＝Ⓚ

森林環境税 Ⓛ

特別区民税・都民税・森林環境税の合計額 Ⓜ＝Ⓚ＋Ⓛ＝Ⓝ

普通徴収又は給与からの特別徴収税額 Ⓝ

公的年金からの特別徴収税額 Ⓞ

後引普通徴収税額 Ⓟ

Ⓜは該当年度の年間の税額です。

Ⓝ、Ⓞ、Ⓟは納付方法ごとの金額の内訳です。

口座振替（自動払込）

金融機関・支店名	口座番号	預金科目	名義人

＊金融機関の都合により、名称・支店名等が変更していても、空欄または変更前の内容で表示してある場合があります。

特別徴収番号 | 事由

本人該当

未成年	障害者 特別	障害者 その他	寡婦	寡夫	勤労学生

扶養該当

配偶者	控除対象配偶者	扶養親族	老人扶養親族	配偶者特別控除	特定扶養	老人扶養 同居	老人扶養 合計	年少扶養	一般扶養	障害者 特別障害 同居	障害者 特別障害 合計	障害者 その他

Ⓐ 所得金額 (円)

Ⓐ 所得金額

Ⓑ 所得から差し引かれる金額 (円)

Ⓑ 所得から差し引かれる金額

①普通徴収の方法によって徴収する額の各期別の税額及び納期限

区分	納期限	税額 (円)	既納付額または充当額もしくは委託納付額 (円)	差引納付額 (円)
第1期				
第2期				
第3期				
第4期				
随時				

還付または過年度分への充当額もしくは委託納付額(後日別に通知いたします。)Ⓢ

①普通徴収の方法によって徴収する額の各期別の税額及び納期限

②特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称

公的年金の特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払いの際に、下記の公的年金からその支払者が徴収します。

公的年金の種類	
支払者の名称	
支払者の法人番号	

③公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

1)あなたが昨年度から引き続き公的年金からの特別徴収の対象者である場合は、昨年度の通知書において通知した次の額を特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	仮特別徴収税額 (円)
4月	
6月	
8月	

2)Ⓞ(公的年金からの特別徴収税額)より(1)を差し引いた次の額を特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	特別徴収税額 (円)
10月	
12月	
2月	

3)あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払いを受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収します。

徴収月	仮特別徴収税額 (円)
4月	
6月	
8月	

公的年金からの住民税の差引き（年金特別徴収）については、2ページをご参照ください。

Ⓐ 所得金額

所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた金額をいいます。ただし、給与・公的年金等の収入は以下の計算式で所得金額を計算します。

＜給与所得＞

（単位：円）

給与収入金額	給与所得額
0～550,999以下	0
551,000～1,618,999	給与収入－550,000
1,619,000～1,619,999	1,069,000
1,620,000～1,621,999	1,070,000
1,622,000～1,623,999	1,072,000
1,624,000～1,627,999	1,074,000
1,628,000～1,799,999	給与収入÷4★×2.4+100,000
1,800,000～3,599,999	給与収入÷4★×2.8-80,000
3,600,000～6,599,999	給与収入÷4★×3.2-440,000
6,600,000～8,499,999	給与収入×0.9-1,100,000
8,500,000以上	給与収入-1,950,000

★千円未満の端数切捨て

所得金額調整控除（次の①または②に該当する場合に適用）
①給与収入金額が850万円を超え、かつ下記のいずれかに該当する場合、（給与収入額-850万円）×10%に相当する金額を給与所得金額から控除します。（控除限度額15万円）
ア）本人が特別障害者
イ）年齢23歳未満の扶養親族を有するウ）特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する
②給与所得金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、双方の合計額が10万円を超える場合には、双方の合計額（それぞれ10万円が限度）から10万円を控除した残額が、給与所得から控除されます。

＜公的年金所得＞

（単位：円）

年齢	年金収入	公的年金等の雑所得（公的年金等の雑所得以外の所得の合計が1,000万円以下の場合）
65歳以上の方（昭和35.1.1以前生まれ）	0～1,100,000	0
	1,100,001～3,299,999	年金収入-1,100,000
	3,300,000～4,099,999	年金収入×0.75-275,000
	4,100,000～7,699,999	年金収入×0.85-685,000
	7,700,000～9,999,999	年金収入×0.95-1,455,000
	10,000,000以上	年金収入-1,955,000
65歳未満の方（昭和35.1.2以後生まれ）	0～600,000	0
	600,001～1,299,999	年金収入-600,000
	1,300,000～4,099,999	年金収入×0.75-275,000
	4,100,000～7,699,999	年金収入×0.85-685,000
	7,700,000～9,999,999	年金収入×0.95-1,455,000
	10,000,000以上	年金収入-1,955,000

※公的年金等雑所得以外の所得の合計が「1,000万円超2,000万円以下」の場合は上表で算出した金額に10万円を加算した金額、「2,000万円超」の場合は上表で算出した金額に20万円を加算した金額が公的年金等の雑所得となります。

Ⓑ 所得から差し引かれる金額

所得税（国税）とは控除額が異なるものがございますのでご注意ください。

＜人的控除＞

控除		住民税控除額	所得税控除額
基礎	合計所得金額 2,400万円以下	43万円	48万円
	合計所得金額 2,400万円超 2,450万円以下	29万円	32万円
	合計所得金額 2,450万円超 2,500万円以下	15万円	16万円
	合計所得金額 2,500万円超	0円	0円
扶養	一般	33万円	38万円
	特定	45万円	63万円
	老人	38万円	48万円
	同居老親等	45万円	58万円
障害者	普通障害	26万円	27万円
	特別障害	30万円	40万円
	同居特別障害加算	23万円	35万円
寡婦・勤労学生		26万円	27万円
ひとり親		30万円	35万円

	配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額 900万円以下 住民税控除額	900万円以下 所得税控除額	900万円超 950万円以下 住民税控除額	900万円超 950万円以下 所得税控除額	950万円超 1,000万円以下 住民税控除額	950万円超 1,000万円以下 所得税控除額
配偶者控除（70歳未満） 老人配偶者控除（70歳以上）	48万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
		38万円	48万円	26万円	32万円	13万円	16万円
配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	33万円	38万円	22万円	26万円	11万円	13万円
	95万円超 100万円以下		36万円		24万円		12万円
	100万円超 105万円以下	31万円		21万円		11万円	
	105万円超 110万円以下	26万円		18万円		9万円	
	110万円超 115万円以下	21万円		14万円		7万円	
	115万円超 120万円以下	16万円		11万円		6万円	
	120万円超 125万円以下	11万円		8万円		4万円	
	125万円超 130万円以下	6万円		4万円		2万円	
	130万円超 133万円以下	3万円		2万円		1万円	
	133万円超	適用なし					

※納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合は適用されません。

＜物的控除＞

所得控除の種類	控除額
雑損控除（①②いずれか多い金額）	①災害関連支出の金額－5万円 ②（損失の金額－補てん額）－総所得金額等1/10
医療費（①②いずれかを選択適用）	①従来の医療費控除　※控除限度額200万円 （医療費支払額－保険金等の補てん額）－（10万円または総所得金額等の5%のいずれか少ない額） ②セルフメディケーション税制　※控除限度額88,000円 （スイッチOTC薬等購入費－保険金等の補てん額）－12,000円
社会保険料	支払金額
小規模企業共済等掛金	支払金額

所得控除の種類		控除額	
生命保険料	新生命保険料 新個人年金保険料 介護医療保険料 ※それぞれ支払った場合の控除限度額は70,000円。	支払金額	12,000円以下	全額控除
			12,000円超～32,000円以下	支払金額の1/2+6,000円
			32,000円超～56,000円以下	支払金額の1/4+14,000円
			56,000円超	28,000円
	旧生命保険料 旧個人年金保険料 ※両方支払った場合の控除限度額は70,000円。	支払金額	15,000円以下	全額控除
			15,000円超～40,000円以下	支払金額の1/2+7,500円
			40,000円超～70,000円以下	支払金額の1/4+17,500円
			70,000円超	35,000円
	新旧個人生命保険料がある場合	各控除額の合計額 ※控除限度額 28,000円 ※旧生命保険料の控除額が28,000円を超える場合はその額		
	新旧個人年金保険料がある場合	各控除額の合計額 ※控除限度額 28,000円 ※旧個人年金保険料の控除額が28,000円を超える場合はその額		
地震保険料	地震保険料のみ	支払金額の1/2　※控除限度額 25,000円		
	旧長期損害保険料のみ	支払金額	5,000円以下	全額
			5,000円超～15,000円以下	支払金額の1/2+2,500円
			15,000円超	10,000円
	上記両方の保険料がある場合	控除限度額は、旧長期損害保険料限度額10,000円を含み、25,000円		

Ⓔ調整控除額 Ⓕ税額控除額及び調整額 Ⓖ配当割額・株式等譲渡所得割額

Ⓔ調整控除額
平成19年に国税から地方税へ税源が移譲したことにともない生じた人的控除額（基礎控除、扶養控除など）の差による負担増を調整するための控除です。

Ⓕ税額控除額及び調整額
配当控除額・住宅借入金等特別税額控除額・寄附金税額控除額（ふるさと納税等）・外国税額控除額等の合計がⒻ欄に記載されます。
また、調整額とは所得割額が所得割非課税基準を若干上回る方に対する調整措置です。所得割非課税基準について納税通知書の裏面1(2)を、調整額は同裏面2(2)①をご覧ください。

Ⓖ配当割額・株式等譲渡所得割額
それぞれについて、特別区民税3/5、都民税2/5の割合で控除します。

Ⓗ特別税額控除額（定額減税）

令和7年度相当分のみ

対象となる方
特別税額控除の適用を受けることができる方は、令和7年度分の特別区民税・都民税に係る合計所得金額（Ⓐ）が1,000万円超1,805万円以下の、所得割が課税される納税義務者のうち、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者（※1）（国外居住者を除く）を有する方です。
（※1）控除対象配偶者を除く同一生計配偶者とは、納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で、かつ、配偶者の合計所得金額が48万円以下の方です。

特別税額控除額
個人住民税における税額控除後の所得割額（※2）から1万円が控除されます。
ただし、税額控除後の所得割額を超える場合にはその額が限度となります。
（※2）税額控除後の所得割額はⒹ－Ⓔ－Ⓕ－Ⓖで算出した額になります。

①普通徴収の方法によって徴収する額の各期別の税額及び納期限

「納期限」「税額」欄
差引普通徴収税額（Ⓟ）を各期に分割した各期別の税額と納期限です。

「既納付額または充当額もしくは委託納付額」 または 「充当額または委託納付額」欄
・既納付額は既に納めている税額です。
・充当額は所得割額（①）から控除しきれなかった配当割額・株式等譲渡所得割額を年税額に充当した金額です。充当後も納付する金額がある場合は、差引納付額欄に金額を表示しています。充当しきれなかった金額はⓈ「還付または過年度分への充当額もしくは委託納付額」または「還付額」欄に表示され、**後日別途通知します。**
・委託納付額は、年税額に含まれる森林環境税にあてる額です。

「差引納付額」欄
今回の通知により納める金額です。

Ⓢ「還付または過年度分への充当額もしくは委託納付額」 または 「還付額」
控除しきれなかった配当割額・株式等譲渡所得割額のうち、該当年度の税額に充当しきれなかった金額です。該当年度の還付額または過年度への充当額を、すでにお知らせしている場合は、この欄への表示はありません。
なお、税金の納めすぎによる還付額はこの欄には表示されません。後日別途通知します。

税額計算の流れ

収入金額（その年に確定した収入金額や支払を受けた金額）－ 必要経費等（収入を得るための費用や給与所得控除等）＝ Ⓐ所得金額

総所得（Ⓐ所得金額の合計額から純損失、雑損失の繰越控除した額）－ Ⓑ所得から差し引かれる金額（各種所得控除の合計額）＝ Ⓒ課税される所得金額（千円未満切捨て）

Ⓒ課税される所得金額 × 特別区民税税率6%(※) ＝ Ⓓ特別区民税算出所得割額
Ⓒ課税される所得金額 × 都民税税率4%(※) ＝ Ⓓ都民税算出所得割額

Ⓓ特別区民税算出所得割額 － Ⓔ調整控除額 － Ⓕ税額控除額及び調整額 － Ⓖ配当割額・株式等譲渡所得割額 － Ⓗ特別税額控除額 ＋ Ⓙ特別区民税均等割額3,000円 ＋ Ⓙ都民税均等割額1,000円 ＝ Ⓚ（特別区民税・都民税）合計額 ＋ Ⓛ森林環境税1,000円

（※）総所得、退職所得、山林所得に対する税率です。このほかの所得に対する税率は通知書裏面をご確認ください。
Ⓙ均等割額　区内に住所のあるかた等が一律に負担していただくものです。
Ⓛ森林環境税　日本国内に住所を有するかたに一律に負担していただく国税です。（令和6年度創設）